

## 【確認事項】

### 「おおいた食育人材バンク」運営・派遣実施要領（抜粋）

第2条 県から登録者を派遣する場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

#### 2 対象事業

申請者が実施する事業は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 食育の推進を図る事業であること。
- (2) **10人以上**を対象とする事業であること。
- (3) 大分県内で開催される事業であること。
- (4) 政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと。
- (5) **活動内容を情報発信できる事業であること。**

#### 5 派遣回数

派遣できる回数は年度内において**1申請者あたり2回まで**とする。ただし、各分野間連携のため異なる分野の登録者2名を派遣した場合は2回とみなすものとする。また、**2回目の申請は10月以降**に行うものとする。

#### 7 経費負担等

申請者が事業を実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

- (1) **会場及び必要な器材等の手配は、申請者で行うものとする。**
- (2) **実習に伴う材料費等の必要な経費は、申請者の負担とする。**
- (3) 登録者の派遣に係る謝金及び旅費は、県の負担とする。**（上限を超えた分の謝金は申請者負担）**

第4条 申請者は、実施報告書（第5号様式）を、事業を実施した日から**20日以内**に市町村食育担当課へ提出、または、大分県電子申請システムにより報告を行うものとする。加えて**インターネットでの情報発信を行う**ものとする。